

公募型プロポーザル方式による企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による企画提案を募集する。

令和8年10月2日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 企画提案に付する事項

- (1) 業 務 名 海外でのイメージアップ戦略等の実施に係る業務
- (2) 業 務 内 容 海外でのイメージアップ戦略等の実施に係る業務委託仕様書のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (4) 契約限度額 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 企画提案に参加できる者の資格

企画提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること
- (2) 入札参加資格者名簿における大分類が「5企画・製作（情報・通信サービスを除く）」であり、格付区分がAであること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）に基づき入札参加資格を取得した者に係る事項を一般の閲覧に供したもの（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (5) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 過去3年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、別添仕様書に定める業務と同種のものを受託し、全て誠実に履行した実績を有していること

3 業務委託に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局公聴広報課

〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号

電 話：(086) 226-7158

FAX : (086) 224-3246

4 契約条項を示す場所

上記3と同じ

5 企画提案参加手続等

この企画提案に参加を希望する者は、次のとおり企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、企画提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（1）提案説明書、仕様書の配布期間及び場所

①配布期間

令和8年10月2日（金）から10月9日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

②配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県公聴広報課のホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/4/>）

（2）企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和8年10月2日（金）から10月9日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、県の休日を除く。

②提出場所

上記3の場所に同じ。

③提出書類

ア) 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）

イ) 過去3年以内の類似業務実績（代表的なものに限る）

④提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（3）企画提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

②企画提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

企画提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年10月16日（金）までに上記3の宛先に電子メールにより、説明を求める書面を提出することができる。

送信先アドレス：kocho@pref.okayama.lg.jp

※電子メールの件名は「海外でのイメージアップ戦略／参加資格要件不適合の説明を求める」とすること。

（4）質問の受付

本プロポーザルに関して疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

①受付期間及び方法

質問は、令和8年10月9日（金）午後5時までに質問書（様式第2号）を電子メールにより提出すること。ただし、到着したことを電話で担当者に確認すること。

送信先アドレス：kocho@pref.okayama.lg.jp

※電子メールの件名は「海外でのイメージアップ戦略／質問書」とすること。

②回答

質問については、岡山県総合政策局公聴広報課ホームページに回答を掲載する。

③その他

企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 企画提案

（1）企画提案書等の提出

①提出期限 令和8年10月16日（金）

②提出場所 上記3の場所に同じ。

③提出書類

ア) 提案書【様式第3号】（1部）

イ) 企画提案書【任意様式。A4縦（横書き）左綴り。以下同じ】（1部）

ウ) 会社概要（パンフレット等）（1部）

エ) 見積書（原本1部）

※見積書には会社名及び役職、代表者名を明記の上、①代表者印を押印するか、②見積書の作成責任者及び作成担当者の氏名並びに連絡先を明記すること。

オ) ア)～エ)を順に重ねダブルクリップで綴り提出すること。これに加え、ア)～エ)のPDFファイルデータをCD-R等により提出すること。

④提出方法

持参又は郵送等（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

（2）企画提案書等の審査方法

①審査方法

審査会において、企画提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、別途県が定める審査要領により、各提案内容について相対的に評価し、委託先を決定する。

②審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

7 契約書作成要否 要

8 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8条）第153条及び第155条の規定による。

9 採用者の決定方法

委託業務の内容に係る企画提案書と経費見積書に基づき、総合的に判断して採用者を決定する。

＜配 点＞企画提案：経費見積書＝ 9 5 : 5

10 詳細

詳細は、海外でのイメージアップ戦略等の実施に係る業務仕様書、同企画提案書作成内容説明書による。

11 その他

- (1) 契約を締結する際に、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内において、提案された内容を変更するよう求めることがある。
- (2) 提案者において、不適切な方法で企画提案書等の評価に影響を与えようとする事その他の契約の相手方としてふさわしくない行為や事実が確認された場合、当該提案者は失格とする。
- (3) 参加申込書、企画提案書等の作成・提出に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。